



第 70 号

平成30年9月7日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 958 軽油引取税免税証の亡失届(税務課)
- 959 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 960 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 961 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
- 962 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 963 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新 (障害福祉課)
- 964 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 965 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 966 保安林の指定(治山課)
- 967 土地改良区の解散認可(農地計画課)
- 968 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 969 公共測量の実施通知(監理課)
- 970 道路の区域変更(道路管理課)
- 971 道路の供用開始(道路管理課)
- 972 道路の区域変更(道路管理課)
- 973 道路の供用開始(道路管理課)
- 974 河川区域の指定 (河川管理課)
- 975 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 976 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 977 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 978 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)

公 告

新潟県人事行政の運営等の状況(人事課)

- 一般競争入札の実施(情報政策課)
- 一般競争入札の実施(情報政策課)

砂利採取業務主任者試験の実施(河川管理課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

監査委員公表

監查結果公表 (監查委員事務局)

正 誤

平成30年5月29日付け県報第41号告示第631号中(治山課) 平成30年4月6日付け県報第27号主要目次中(佐渡海区漁業調整委員会)

告 示

◎新潟県告示第958号

新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

種類	番号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者		
20リットル N01172921		1	村上市緑町1丁目7-17		
			株式会社ムラネン 村上給油所		

◎新潟県告示第959号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	指定年月日
ミツワ薬局	長岡市三和2丁目3番3号	平成30年8月1日
センター前ヒフ科	柏崎市茨目1丁目3-17	平成30年7月1日
医療法人社団 ばんば歯科クリニック	柏崎市松美 1 - 1 - 31	平成30年8月1日
中央町調剤薬局	新発田市中央町3-9-6	平成30年8月1日
クスリのアオキ住吉薬局	新発田市住吉町5丁目4番9号	平成30年7月1日
山北会 肴町病院	村上市田端町16番7号	平成30年4月1日
医療法人社団三生会さくら内科クリニック	村上市仲間町233番地1	平成30年7月7日
山北会 肴町病院	村上市田端町16番7号	平成30年6月2日
鈴木歯科医院	村上市長政253	平成30年7月18日
富永草野医院	燕市富永216番地1	平成30年8月1日
医療法人社団 石田医院	燕市灰方790番地	平成30年7月1日
大橋歯科医院	西蒲原郡弥彦村大字矢作字柿ノ浦 7435	平成30年8月22日

◎新潟県告示第960号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称	主たる事務所の所	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービス	指定年月日
	在地			の種類	
社会福祉法人	新潟市秋葉区出	居宅介護支援事	北蒲原郡聖籠町	居宅介護支援	Н30.7.1
博愛仁志会	戸108	業所 汐彩	大字次第浜5372		
			番地		
株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市	ツクイ佐渡かな	佐渡市吉井本郷	認知症対応型通	H24.10.1
	港南区上大岡西	いグループホー	字新町144-1	所介護	
	一丁目6番1号	4			
株式会社 菜の花	五泉市東石曽根	小規模多機能型	五泉市東石曽根	小規模多機能型	Н30. 5.7
	5648番地	居宅介護 とう	5651番地	居宅介護	
		いし菜の花			
株式会社 菜の花	五泉市東石曽根	小規模多機能型	五泉市東石曽根	介護予防小規模	Н30. 5.7
	5648番地	居宅介護 とう	5651番地	多機能型居宅介	
		いし菜の花		護	
株式会社 アルプ	東京都大田区雪	まちトレ上越	上越市新光町1丁	通所介護	Н30. 7. 1
スビジネスクリエ	谷大塚町1番7号		目 6 番17号		
ーション					

◎新潟県告示第961号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサー ビスの種類	廃止年月日
ウエルシア薬局株 式会社	東京都千代田区 外神田二丁目 2 番15号	ウエルシア薬局吉田店	燕市吉田3719番 地1	居宅療養管理 指導	H30. 8.10
ウエルシア薬局株 式会社	東京都千代田区 外神田二丁目 2 番15号	ウエルシア薬局吉田店	燕市吉田3719番 地1	介護予防居宅 療養管理指導	H30. 8.10
一般財団法人上村病院	十日町市田中口 468番地1	一般財団法人 上 村病院	十日町市田中口 468番地1	短期入所療養 介護	Н30. 4. 1
一般財団法人上村病院	十日町市田中口 468番地1	一般財団法人 上 村病院	十日町市田中口 468番地1	介護予防短期 入所療養介護	Н30. 4. 1
一般財団法人上村病院	十日町市田中口 468番地1	一般財団法人 上 村病院	十日町市田中口 468番地1	居宅療養管理 指導	Н30. 4. 1
一般財団法人上村病院	十日町市田中口 468番地1	一般財団法人 上 村病院	十日町市田中口 468番地1	介護予防居宅 療養管理指導	Н30. 4. 1
一般財団法人上村病院	十日町市田中口 468番地1	一般財団法人 上 村病院	十日町市田中口 468番地1	居宅介護支援	Н30. 4. 1
一般財団法人上村病院	十日町市田中口 468番地1	一般財団法人 上 村病院	十日町市田中口 468番地1	介護療養型医 療施設	Н30. 4. 1

株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	まちトレ上越	上越市藤巻9番	通所介護	Н30. 6.30
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	まちトレ上越	上越市藤巻9番	介護予防通所 介護	Н30. 6.30

◎新潟県告示第962号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ住吉薬局	新発田市住吉町5-4-9	精神通院医療	平成30年9月1日
大手薬局三条月岡店	三条市月岡1-23-45	精神通院医療	平成30年9月1日
かえで薬局	妙高市栗原2-3-3	精神通院医療	平成30年9月1日

◎新潟県告示第963号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
医療法人社団かみむら小児科	上越市下門前1857	精神通院医療	平成30年9月1日
ひまわり内科	糸魚川市東寺町1-4-6	精神通院医療	平成30年9月1日
いちご薬局下門前	上越市下門前1847	精神通院医療	平成30年9月1日

◎新潟県告示第964号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63 条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
----	-------	-------------	-------

しなの薬局村上店	村上市田端町10-10	精神通院医療	平成30年8月1日
すみ薬局	三条市月岡1-23-45	精神通院医療	平成30年8月1日

◎新潟県告示第965号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

		1011000110001	10 / 1	/ H					
登録番号	15004	登録年月日	録年月日 平成14年8月20日						
登録検査機関	の名称 一	般社団法人新潟県農産物	物検査協会						
代表者氏名	代表理事:	会長 今井 長司							
主たる事務 所の所在地	新潟県新潟	舄市西区山田2310番地15	i						
登録の区分	品位等相	食 查							
農産物の種類	国内産もみ	*、国内産玄米、国内産大	:麦、国内産小麦、国	内産大豆、国内産そば					
# * # \ \ +	農	達	物	検 査	員	成	分検査業	美務 受	委 託 先
農産物検査を行う区域	氏	名 住	所	農産物の種類	証明書番号	÷	登録検査機関 の 名 称		主たる事務所の 所 在 地
新潟県	小林 由佳	新潟県小千谷市上片	具67 4	七み、玄米、大麦、小麦	K1527024				
備考	備 考 略称『新潟県検査協会』 平成30年9月7日 1名の登録抹消。検査員合計699名。								

◎新潟県告示第966号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区吉坪字北畑ケ417の1、419、420、421の1、422の1、423から426まで、427の1、432の 1、436から438まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第967号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。 平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 土地改良区の名称

角田焼山土地改良区

2 事務所の所在地

新潟市西蒲区巻甲2690番地1

3 解散年月日

平成30年8月28日

◎新潟県告示第968号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営高田中部 地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供 する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成30年9月10日から平成30年10月10日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 柏崎市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第969号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地形測量)
- 2 作業期間 平成30年8月27日から平成30年12月21日まで
- 3 作業地域 新潟市

◎新潟県告示第970号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶 務課において縦覧に供する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新関橋田村松線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長

五泉市橋田字寺本戊108番1から	新	11.1~12.1メートル	308.5メートル
同市橋田字寺本戊365番1まで	旧	9.4~12.1メートル	310.0メートル

◎新潟県告示第971号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶 務課において縦覧に供する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新関橋田村松線
- 2 供用開始の区間

五泉市橋田字寺本戊108番1から同市橋田字寺本戊365番1まで

3 供用開始の期日 平成30年9月7日

◎新潟県告示第972号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新	旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長
南蒲原郡田上町大字羽生田字道下西から	542番 2	新	7.1~	·16. 1	メー	・トル		190.9メー	トル
同郡同町大字羽生田字諏訪平乙620番	1まで	旧	7. 1~	13. 7	'メー	・トル		190.9メー	トル

備考 路線の重用

一部区間県道村松田上線と重用

◎新潟県告示第973号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間

南蒲原郡田上町大字羽生田字道下丙542番2から同郡同町大字羽生田字諏訪平乙620番1まで

3 供用開始の期日 平成30年9月7日

◎新潟県告示第974号

河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の規定による河川区域を次のとおり指定する。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。 平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 水 系 名 二級河川胎内川水系
- 2 河 川 名 胎内川
- 3 指定区間 奥胎内ダムの貯水池
- 4 指定区域

別図の赤色の線で囲まれた区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

5 指定年月日 平成30年9月7日

◎新潟県告示第975号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
野積地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野積(4)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

◎新潟県告示第976号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

大野積(4)地区	長岡市寺泊野積	関する事項 次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

◎新潟県告示第977号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年9月7日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年8月27日

3 指定道路の位置等

位	置	幅員(メートル)	延長(メートル)

燕市東太田字往来西1560番10	6.00	74.80
7 1 71.9 11 1 1 1 1 1 1 1		

◎新潟県告示第978号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年9月7日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
 - 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
 - 平成30月8月28日
- 3 指定道路の位置等

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)
見附市今町五丁目779番1の内	6.00	22. 39
780番5の内		

公 告

新潟県人事行政の運営等の状況について (公告)

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新潟県条例第9号)第2条及び第3条の規定に基づき各任命権者及び人事委員会から報告を受けたので、第4条の規定により、平成29年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新潟県条例第9号)第4条の規定により、平成29年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

- 公表の経緯及び趣旨

平成16年8月1日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成17年4月1日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者*から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年9月30日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の 任命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

I 人事行政の運営状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

平成29年度(H29.4.1~H30.3.31)の状況は、全体で退職者1,335人、採用者1,179人となっており、退職が156人上回っています。

① 退職者の状況

区分	事務	事務 専門 用		教育職員	警察官	合計	
定年退職	85	120	29	359	110	703	
普通退職	25	165	4	73	34	301	
勧奨退職	21	43	3	109	8	184	
死亡退職	5	3	1	7	2	18	
その他	41	53	0	9	26	129	
合 計	177	384	37	557	180	1,335	

② 採用者の状況

	区	分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計								
競		大学卒	42	69	0	0	0	111								
争	般職	短大卒	0	1	0	0	0	1								
試験	員	高校卒	30	4	0	0	0	34								
渺	警察	客官	0	0	0	0	146	146								
選	教育職員		教育職員		教育職員		教育職員		教育職員		0	0	0	269	0	269
	割愛※		割愛※		8	11	0	136	28	183						
考	その	他	53	233	15	100	34	435								
	合 計		133	318	15	505	208	1,179								

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

(2) 職員数に関する状況

	部	門	職員	数数	増員数	減員数	差引	主な増員理由	主な減員理由
	цβ	11	29年度	3 0 年度	垣貝奴		左 71	主は項貝垤円	主な例貝垤ロ
	議	会	34	35	1	0	1	議事調査業務の体制強化	
	総	務企画	850	866	41	△ 25	16	スポーツ振興関連業務の移管等	新・総合計画策定業務の終了等
	税	務	285	283	4	△ 6	△ 2	税務業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	民	生	540	535	14	△ 19	△ 5	児童相談所の体制強化等	指定管理者への派遣職員の減等
般	衛	生	680	678	10	△ 12	△ 2	鳥獣保護関連業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
行政	労	働	102	100	0	\triangle 2	△ 2		業務執行方法の見直し等
	農	林水産	1,623	1,604	7	△ 26	△ 19	農地整備業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	商	エ	241	243	20	△ 18	2	海外誘客の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	土	木	1, 351	1, 346	40	△ 45	△ 5	H29災害対応業務の増加等	H23災害復旧業務の進捗等
	小	計	5, 706	5, 690	137	△ 153	△ 16		
	教	育	15, 132	14, 917	11	△ 226	△ 215	奨学金業務の体制強化等	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
別行	警	察	4, 768	4, 775	7	0	7	警察官增員等	
	小	計	19, 900	19, 692	18	△ 226	△ 208		
	病	院	3, 734	3, 716	65	△ 83	△ 18	診療体制の充実等	診療体制の見直し等
公営		水 道	39	39	0	0	0		
企業	そ	の他	160	175	15	0	15	発電所整備業務の増加等	
*	小	計	3, 933	3, 930	80	△ 83	△ 3		
É	7	平	29, 539	29, 312	235	△ 462	△ 227		

[※] 職員数は一般職に属する職員の数です。県職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

- 地方公務員法に基づき、任命権者ごとに、一般職の職員を対象に人事評価を 実施しています。
- 評価の結果は給与、任用等人事管理の基礎として活用しています。

	人事評価の項目 評 価 の 基 準	評価期間	評価の手続
	○実績評価及び能力 評価の2面で評価 を実施※1○実績評価:評価者	○4月1日より翌年 3月31日※2○年2回(前期:4月 1日~9月30日、後	価の基準をあらか じめ職員に明示
	した傾い値・計画名は、対象者が設定した目標等に基づき、	期:10月1日〜翌年 3月31日)評価を実	- 12 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
知 事 部 局 病 院 局 企 業 局	対象者が職務を遂 行するにあたり挙 げた実績を評価	施	○被評価者は期末に 自己評価を実施し 評価者に報告
議会事務局各行政委員(会)教育委員会	○能力評価:評価者 は、あらかじめ設定 された評価項目ご とに、対象者が職務		○評価者は被評価者 の自己評価も踏ま え評価を実施
警察本部	を遂行するにあたり発揮した能力を評価		○評価者は被評価者 に対して評価結果 を原則開示※3
	○実績評価及び能力 評価ともに5段階 又は3段階の絶対 評価		○評価結果に対する 苦情処理の仕組み を設置

- ※1 県立学校及び市町村立学校に勤務する教員並びに市町村立学校に勤務する 学校栄養職員及び事務職員は、実績評価、能力評価に加えて意欲評価を実施。 警察本部は、実績評価を業績評価という。
- ※2 警察本部は10月1日より翌年9月30日
- ※3 警察本部は原則非開示

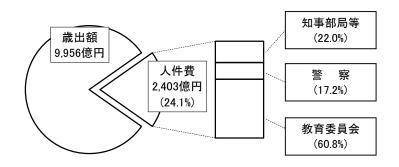
3 職員の給与の状況

(1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

(2) 人件費率

(平成29年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員及び特別職(知事・議員など)の 給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

(3) 初任給

(各年度4月1日現在)

								(谷年及4月1日現在)								
	区				分		平成29年度	平成30年度								
	加 /字	πb	啦	大	学	卒	185,800円	185,800円								
	般行	政	女 職	高	校	卒	151, 500円	151, 500円								
警			職	大	学	卒	219, 700円	219, 700円								
言			邦联		校	卒	180,000円	180,000円								
داد	• 中学校	~ ** * ** **		大数去险		広 <i>勒</i>		か数 杏 I			4 去融	大	学	卒	207, 500円	207, 500円
\1,	• 中子仪:	4以 月	収	短	大	卒	185,000円	185,000円								
高	等学校教	数 育	職	大	学	卒	207, 500円	207, 500円								
技	能 労	務	職	高	校	卒	149, 200円	149, 200円								

[※] 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

(4) 平均給料月額

(各年度4月1日現在)

								(ロースコ	/ 1	U /																			
	区 分	\triangle		\hookrightarrow		\triangle		\triangle		\triangle		\triangle		\triangle		分		\triangle		\triangle		\triangle		平成29年度			平成30年度		
	区 分			平均給料月額	平均年齢		平均給料月額	平均年齢																					
_	般	行	政	職	336, 244 円	43.7	歳	334,759 円	43.8	歳																			
警		察		職	321,416 円	38.8	歳	321,005 円	38. 7	歳																			
小	· 中 ′	学杉	を教育	予職	373,550 円	44.1	歳	370,749 円	43.8	歳																			
高	等 学	校	教育	職	400,756 円	47.1	歳	402,147 円	47.7	歳																			
技	能	労	務	職	350, 582 円	53.3	歳	347, 441 円	53.8	歳																			

[※] 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

(5) 学歴や経験年数による平均給料月額

(平成29年4月1日現在)

													(ナル	49 中 4 月 1 日 5 元	114/
		区			分			経験年数1	0年	経験年数2	0年	経験年数2	5年	経験年数30	0年
	的几	行	πh	1751:	大	学	卒	268, 267	円	361, 993	円	390, 465	円	417, 226	円
	般	11	政	職	高	校	卒	221, 244	円	310, 471	円	356, 626	円	374, 219	円
警		察		職	大	学	卒	290, 591	円	393, 648	円	402, 811	円	405, 114	円
=		杂		和联	高	校	卒	260, 890	円	351, 639	円	385, 407	円	400, 567	円
/\	. H	⇒ #	で教育	左 晔	大	学	卒	313, 567	円	395, 633	円	415, 096	円	424, 101	円
11,	• 44 -	子 1D	〈教	月柳	短	大	卒	_	円	379, 704	円	407, 528	円	416, 202	円
高	等 学	校	教育	育職	大	学	卒	309, 304	円	403, 455	円	424, 979	円	432, 896	円
技	能	労	務	職	高	校	卒	_	円	_	円	338, 350	円	369, 238	円

(平成30年4月1日現在)

		区			分			経験年数10)年	経験年数20)年	経験年数2		経験年数30	
	般	行	政	職	大	学	卒	268, 036	円	365, 664	円	391, 732	円	406, 964	円
	川又	1 J	以	相联	高	校	卒	223, 070	円	308, 592	円	354, 644	円	370, 320	円
警		察		職	大	学	卒	289, 017	円	393, 374	円	403, 447	円	413, 424	円
=		佘		相联	高	校	卒	257, 567	円	356, 157	円	391, 539	円	406, 340	円
小	. H	学坛	教育	三時	大	学	卒	315, 021	円	394, 538	円	417, 110	円	423, 663	円
/1,	• 🕂	子 仅	、	1 月11	短	大	卒	_	円	373, 893	円	407, 574	円	418, 666	円
高	等 学	校	教育	職	大	学	卒	314, 901	円	402, 052	円	425, 107	円	431, 539	円
技	能	労	務	職	高	校	卒	_	円	_	円	358, 717	円	370, 729	円

^{※1} 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の 年数に加算した年数をいいます。

(6) 手当の種類とその内容(主なもの)

(平成29年4月1日現在) 13,000円 扶 配偶者 養 その他 6,500円 各 手 当 毎 月 借家 住 決 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 居 ま 家賃額に応じ最高 27,000円まで 手 9 て 当 支 給 電車・バス等利用者(定期券の場合は通用期間ごとに支給) 通 負担している運賃額に応じ1か月当たり最高 勤 55,000円まで 手 自動車等利用者 当 使用距離に応じ最高 44,100円まで

^{※2 「}一」の欄は、該当者3人未満もしくは該当する職員がいない区分です。

	Ī	ッ 時	区分		支給総額	า		平均:	支給公	王額
#4		務間外	平成29年度		4,718,089 千円	11-2-1	(3(1)(1)(1)	184,		円
勤務		当勤	平成28年度		4,693,982 千円			157,	627	円
実			1							
績	\vdash			区	分		全	職	種	
に		特	職員全体に占める手当	当支給職	員の割合(平成29年度)			5	8.8	%
応		殊	支給対象職員1人当た	上り平均支	で給年額(平成29年度)			97,	005	円
じ		勤	手当の種類(手当数)						43	
て支糸		務手	支給額の多い手当		教員特殊業務手当·犯罪 夜間特殊業務手当·交通			務連絲	各指導	算手当・
給		当	支給件数の多い手当		教員特殊業務手当・教育 交通捜査手当・警ら手当		車絡指導手当	・犯罪	走捜 了	荃手当・

※ 特殊勤務手当は著しく危険、不快又は不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した ときに支給する手当です。

	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.225 月分	0.85 月分	
	(0.65)	(0.40)	
12月期	1.375 月分	0.95 月分	
	(0.80)	(0.45)	
計	2.60 月分	1.80 月分	
	(1.45)	(0.85)	
職制上の段階、	職務の級等による加算措置	有	
	12月期 計	6月期 1.225 月分 (0.65) 12月期 1.375 月分 (0.80) 計 2.60 月分	6月期 1.225 月分 (0.65) 0.85 月分 (0.40) 12月期 1.375 月分 (0.80) 0.95 月分 (0.45) 計 2.60 月分 (1.45) 1.80 月分 (0.85)

- ※1 期末・勤勉手当は民間企業のボーナスに当たる手当です。
- ※2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により 退職した後、改めて採用された職員をいいます。

手寒 手冷 当地 支給地域に限り、世帯の状況に応じ最高 月額17,800円(11) 月額17,800円(11月から3月まで支給)

 \mathcal{O} 他

そ

	支給率	自己都合	定年•勧奨	
退	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	
職	最高限度	49.590 月分	49.590 月分	
	加算措置	定年前早期退職の場合は		
		1年につき2%加算(20%限度))	
手	平成29年度退職者1	人当たり平均支給額		
		自己都合	定年	勧 奨
NZ	一般職員	3,961 千円	21,369 千円	21,206 千円
当	警察官	1,049 千円	21,024 千円	21,251 千円
	教育公務員	5,133 千円	22,543 千円	21,876 千円

報

(7) 一般行政職の級別の構成比

(各年度4月1日現在)

										(1) 1/2	4月1日汽江/
区	区 分			10	級	ę) 級	8 彩	Ż	7級	6級
代表	表的な職名		部長 局長		部長 局長		副部長 部参事		部参事 課長	課長 課長補佐	
平成	職	員	数		1 人		23 人		46 人	257 人	1,346 人
29 年度	構	成	比		0.0		0.4		0.8	4. 4	22. 9
平成	職	員	数		1 人		29 人		43 人	257 人	1, 355 人
30 年度	構	成	比		0.0		0. 5 %		0.7%	4. 4	23. 2

区		分		5 級	4 級	3 級	2 級	1級	計
代表	長的力	な職名	ı		課長補佐 係長・主任	主任	主事 技師	主事 技師	
平成	職	員	数	280	1, 975	758	536	649	5, 871
29				人	人	人	人	人	人
年度	構	成	比	4.8	33. 6	12.9	9. 1	11. 1	100.0
1 2	1177	1300		%	%	%	%	%	%
平成	職	員	数	228	1, 947	772	538	662	5, 832
	相以	只	奴	人	人	人	人	人	人
30 年度	構		比	3. 9	33. 4	13. 3	9.2	11.4	100.0
1 /2	作	JJX	レレ	%	%	%	%	%	%

[※] 本表の職員数は、総務省の地方公務員給与実態調査の14表に該当する職員の数です。(再任用職員を除く。)

(8) 主な特別職の報酬等の状況

(各年度4月1日現在)

区分		知 事	副知事	議長	副議長	議員
給料・報酬	Н29	1, 256, 000円	983, 000円	973, 000円	851,000円	780,000円
月額	Н30	1, 266, 000円	991,000円	981,000円	858,000円	786, 000円
期末手当	H29	6月期 1.	55月分	12月期 1.75月分	計 3	3.30月分
支給割合	Н30	6月期 1.	575月分	12月期 1.725月タ	計 3	3.30月分

[※] 特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会 の答申を受けて条例で定められています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の正規の	1日の 正規の	条例•規	則の状況	勤務時間の運用状況
勤務時間	勤務時間	開始制	終了時刻※	休憩時間※
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 ~
				13:00

※ 県立学校の教育職員(昼間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:8:30~17:00、休憩時間:12:45~13:30

※ 県立学校の教育職員(夜間に授業を行う学校(課程))勤務時間:13:15~21:45、休憩時間:16:45~17:30

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され(途中採用者を除く。)、20日を超 えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
a	b	С	b/c	b/a
670,712日	214,156日	18,842人	11日	31.9%

(※市町村立学校教職員を除く。)

(3) 特別休暇等の導入状況

種 類 (休暇等の名称)	区 分	有給/無給	付与日数	備	考
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる時間		
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる時間		
骨髄等ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間		
結婚休暇	特別休暇	有給	8日(分割する場合は6日)		
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間(2週間延長可、多胎 妊娠14週間)、産後8週間		
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、合計90分		
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる時間		
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間		
妻の出産	特別休暇	有給	3日以内		
男性職員の育児参加	特別休暇	有給	5日以内		
家族看護休暇	特別休暇	有給	7日以内		
忌引休暇	特別休暇	有給	1日~10日		
父母、配偶者又は 子の法要等	特別休暇	有給	慣習上最小限度必要と認められ る期間(1日)		
夏季休暇	特別休暇	有給	5日以内		
災害による現住居 の滅失等	特別休暇	有給	1週間を超えない範囲内		
災害又は交通機関 の事故等による出 勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間		

種 類 (休暇等の名称)	区 分	有給/無給	付与日数	備考
所轄庁の事務又は 事業の停止	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
生理休暇	特別休暇	有給	1回について2日以内	
妊婦の妊娠障害	特別休暇	有給	必要と認められる期間 (14日以内)	
リフレッシュ休暇	特別休暇	有給	3日以内(勤続期間20年及び30年の翌年度)	
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内	
短期介護休暇	特別休暇	有給	5日以内	
公務疾病休暇	病気休暇	有給	2年の範囲内 (県警は必要と認められる期間)	
結核性疾病休暇	病気休暇	有給	1年の範囲内	
私傷病休暇	病気休暇	有給	6月の範囲内	
療後休暇	病気休暇	有給	1月の範囲内で、1日について4 時間以内	
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内	
措置要求・不服申立て	職専免	有給	必要と認める時間	
公務災害補償に関 する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間	
勤務庁舎内等にお ける献血	職専免	有給	必要と認める時間	
本部長が実施する 昇任試験	職専免	有給	必要と認める時間	警察本部のみ
介護休暇		無給	6月の範囲内	
介護時間		無給	3年の範囲内で、1日について2 時間以内	
研修計画	職専免	有給	必要と認められる時間	
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間	
兼職	職専免	有給	必要と認められる時間	
適法な交渉	職専免	有給	交渉・予備交渉(協議)に必要な 時間	警察本部制度なし
組合休暇		無給	30日以内	警察本部制度なし

※特別休暇、職専免・・・いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により特別休暇と職務専念義務免除の2つに分けられている。

(4) 介護休暇の取得状況

(単位:人)

	压化思士		イ	产護体段承認	烈肥小	訳	
	取得者数合計		1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男 性	4	1	1	0	0	0	2
女性	25	4	4	6	3	2	6
合計	29	5	5	6	3	2	8

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

① 育児休業

(単位:人)

			育児休業承認期間別内訳						
	取得者 数合計	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月 以下	1年6月 超 2年以下	2年超 2年6月 以下	2年6月 超		
男 性	19	14	3	1	0	0	1		
女性	472	7	85	134	97	43	106		
合 計	491	21	88	135	97	43	107		

[※] 平成29年度に新たに育児休業を取得した職員

② 部分休業

(単位:人)

		部分休業承認期間別内訳							
	取得者 数合計	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超		
男 性	7	6	0	1	0	0	0		
女性	166	89	20	5	12	29	11		
合計	173	95	20	6	12	29	11		

[※] 平成29年度に新たに部分休業を取得した職員

(2) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年(大 学等課程の履修の場合は原則2年)を超えない範囲内において、休業することを 可能とする制度です。

平成29年度に新たに休業を取得した職員:なし

(3) 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学、専修学校等で修学するために2年を超えない範囲内に おいて、1週間の勤務時間の一部について休業することを可能とする制度です。 平成29年度に新たに休業を取得した職員:なし

(4) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位:人)

		配偶者同	行休業承認期	間別内訳
	取得者 数合計	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男 性	0	0	0	0
女 性	1	0	1	0
合 計	1	0	1	0

[※] 平成29年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員

(5) 大学院修学休業の取得状況

大学院修学休業は、一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得するために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

平成29年度に新たに休業を取得した職員:なし

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に 反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28 条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

① 分限処分者数

(単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	381	0	381
職ご必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少に より廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	381	0	381

地方公務員法第28条第4項により失職した者	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	0

② 休職状態にある者の数

(単位:人)

処分事由	新規•更新処分	左記以外	合計
心身の故障の場合	191	22	213
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0
条例で定める事由の場合	0	0	0
合 計	191	22	213

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。 懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

① 懲戒処分者数

(単位:人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
法令に違反した場合	4	4	3	4	15	20
職務上の義務に違反し 又は職务を包った場合	0	1	1	0	2	11
全体の奉仕者たるにふさわしく ない 非行のあった場合	2	1	0	4	7	53
合 計	6	6	4	8	24	84

※訓戒・・・懲戒処分にはあたらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員の 職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。 訓戒には、文書訓戒と口頭訓戒がある。

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位:人)

② 有物心风处力有数的机	da mili	(La vole)	> 5.4.4	b. al.		中位,八八
処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
給与・任用に関する不正						
諸給与の不正領得	0	0	0	0	0	0
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係						
守秘義務違反	0	1	0	0	1	0
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0
争議行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	1	0	0	1	2
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序びん乱	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント	0	0	0	0	0	0
教職員による児童生徒に対する非違行為	1	0	0	2	3	8
通常業務処理不適正	0	0	2	0	2	15
公金官物処理不適正	0	0	0	0	0	9
その他	0	0	0	0	0	6
小計	1	2	2	2	7	40
公務外非行関係						
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0	0
金銭・異性関係等の非行	2	3	0	1	6	18
その他	0	0	0	0	0	4
小計	2	3	0	1	6	22
収賄等関係	۷	J	0	1	0	22
収賄	0	0	0	0	0	0
横領						
その他	0	0	0	0	0	0
		, ,		0		
小計	0	0	0	0	0	0
交通事故•交通法規違反	0		^		0	
職務遂行中	0	0	0	0	0	0
職務行為中以外	3	1	1	3	8	9
小計	3	1	1	3	8	9
うち飲酒運転	3	1	0	0	4	1
本人の行為(上記合計)	6	6	3	6	21	71
監督責任	0	0	1	2	3	13
合 計	6	6	4	8	24	84

(3) 職員の刑事処分の状況

◎ 刑事事件処分者数					(単位:人
事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合					
職務遂行中	0	0	1	0	1
職務遂行中以外	0	0	10	0	10
小計	0	0	11	0	11
その他	0	0	4	0	4
合 計	0	0	15	0	15

職員の服務の状況

◎ 服務規律遵守のための取組の状況

取	組	具体的内容	職員への 周知方法	備考
綱紀保持・服務 規律の確保		「職員の綱紀の保持及び服務規律の確保」に関する通知	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
		「職員の綱紀の保持及び服務規律の確保のための指針」の作成	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
		衆議院議員総選挙における職員の服務 規律の確保等に関する通達を発出	文書回覧	(警察本部を除く。)
規律の係 び各種事 止		通知により、規律の保持及び各種事故防 止の徹底を指示	幹部による指 示及び 文書回覧	(警察本部のみ。)
監察の実	毛施	業務の能率的運営と規律保持を目的として、業務・服務全般について監察を実施	_	(警察本部のみ。)

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職に係る規制

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、再就職規制に関する規定が新たに定められました。県では、改正地方公務員法に定めるもののほか、「職員の退職管理に関する条例」や「新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱」により、職員の退職管理の適正化を図っています。主な内容は以下のとおりです。

① 再就職者による働きかけの禁止

退職後に再就職した再就職者に対し、再就職先に関する契約・処分等に関して、 退職後2年間、現役職員に対する働きかけを禁止

② 再就職の自粛等

- ア 退職後2年間、民間企業(出資法人除く)の役員就任を自粛(全職員)
- イ 退職後2年間、民間企業(出資法人除く)への再就職を自粛(課長級以上の職員。ただし、事前に総務管理部長の承認を受けた場合を除く。)
- ウ 電力会社への再就職を自粛(原子力安全行政所管部署の管理職経験のある職 員)

③ 再就職情報の届出等

- ア 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、退職後に再就職した場合、退職後2年間、退職時の任命権者に対し、再就職情報を届出
- イ 退職後に再就職を予定している職員は、在職中に誓約書を提出

④ 働きかけ規制違反の監視

- ア 現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合、人事委員会に届け出ること を義務づけ
- イ 任命権者は、働きかけ規制違反の疑いを把握した場合、違反行為について調 査を実施し、調査結果について人事委員会に報告

⑤ 再就職状況の公表

再就職の透明性確保のため、退職者の再就職状況を公表

※ ②、③イ、⑤については、教職員及び警察本部の職員を除く。

(2) 再就職者の状況

平成29年度末退職者の再就職状況(H30.4.1現在)は以下のとおりです。

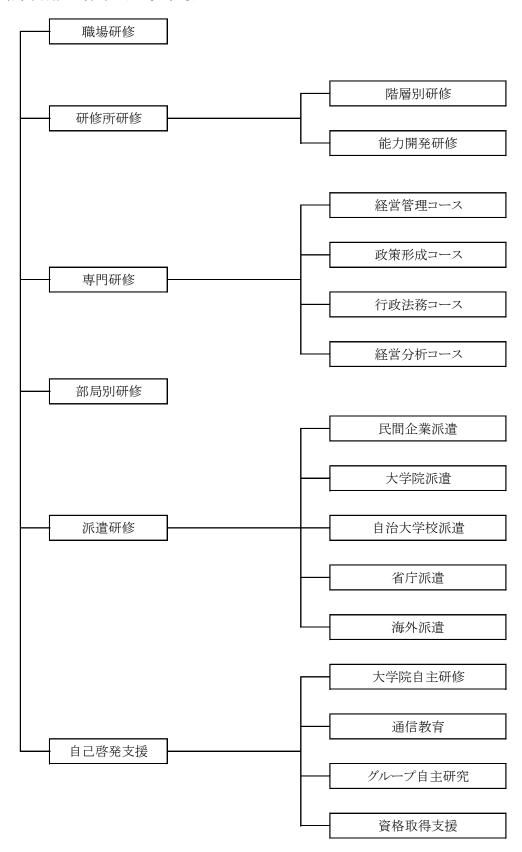
区分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合 計
県以外の団体等へ の再就職者数		18	121	1	20	7	167
	県出資法人	6	7	0	10	0	23
	公益団体等	11	96	0	10	2	119
	民間企業等	1	18	1	0	5	25
県・	への任用	40	49	24	169	63	345
	再任用職員	35	38	18	169	36	296
	再雇用嘱託員	5	11	6	0	27	49
	合 計	58	170	25	189	70	512

県

報

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の体系 (知事部局)



※ このほか、各任命権者においてそれぞれの専門業務に関連する研修を個別に 実施しています。

(2) 研修の種類と受講者の状況(主なもの)

① 知事部局(議会事務局及び行政委員会事務局を含む。)

研修名	研修の内容	受講者数
係長研修 【階層別研修】	年間を通じて、目標管理と連動したマネジメント・サイク ルの確立を支援する。	131人
ロジカルシンキング 【能力開発研修】	論理的思考の体系を理解し、客観性・妥当性があり、他者が納得できる考えをまとめ上げるスキルを身につける。	66人
経営分析コース 【専門研修】	財務諸表の分析手法等を習得し、経済活動を経営的な視点 から理解・判断できる能力の向上を図る。	11人
民間企業派遣研修【派遣研修】	県内外の民間企業における実務経験を通じて、行政課題に 対応するための高度な知識・ノウハウを習得する。	6人

② 病院局

研修名	研修の内容	受講者数
看護スキル研修Ⅱ部	中野職員として必要な知識、技術、姿勢を養い、職場等における役割を自覚するとともに、創造性の向上、視野の拡大を図る。	86人
認定看護師養成所修	日本看護協会看護研修センターや日本看護協会が認定した認定看護研教育機関の認定看護研教育課程(糖尿病看護、救急看護、重定集中ケア、皮膚・排泄ケア、感染管理等)を受講し、認定看護の資格認定を受ける。	8人
職動職員研修	病院職員として必要な知識、姿勢等を学ぶとといこ、他職種の職員 か意見交換し交流することで、医療の質の向上を図る。	23人

③ 企業局

研修名	研修の内容	受講者数
基礎支術派畫研修	電気・工業用水道等に関する専門、職を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	64人
その他派遣研修	企業経営等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に 職員を派遣した。	11人

④ 教育委員会

研修名	研修の内容	受講者数
初任者研修	本県における学校教育の現状や課題について理解を深めるととも に、教員として実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見の習得を 図る。	225人
教職12年経験者研修	校内において中堅教員としての役割を果たすため、本県の教育課 題の理解と学校運営に参画する資質能力及び教科指導における授 業力の向上を図る。	249人
小·中·高·特別支援学校新任校長、幼稚園新任園長研修	校長としての職務、組織マネジメントの考え方や危機管理の在り方について総合的に理解を深め、校(園)長としての資質能力の向上を図る。	107人

⑤ 警察本部

研修名	研修の内容	受講者数
初任(補修)科	職務遂行こ必要な基礎知識及び技能を修得する。	296人
部別任用科	特定の音門で必要な専門的知識及び技術を修得する。	129人
専科	職務執行に必要な専門知識及び技能を修得する。	709人
警部任用科	職務が行こ必要な知識及び技能を修得する。	30人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生計画の状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているほか「職員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。

(知事部局)

区分	事業名	事業概要
	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	がん検診	婦人検診、大腸がん、前立腺がん、肺がん
	人間ドック	指定年齢人間ドック、希望制人間ドック等
厚生制度	特定健康診查•特定保健指導	特定健康診査、特定保健指導
字生削及	健康増進講座	健康講座、メンタルヘルス対策等
	元気回復事業	地区スポーツ大会、地区文化教養行事等
	ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、職員相談室の運営等
	福利厚生施設	県庁医務室、職員住宅、職員会館等
	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
共済制度	長期給付	老齡厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等
	福祉事業	貸付事業、保健事業等

(2) 公務災害等の状況

(単位:件)

区分	28年度末		29年度中認定状況				29年度末
	未認定件数	申請件数	公務上	公務外	取下げ	計	未認定件数
公務災害	22	317	297	5	0	302	37
通频災害	4	14	12	0	0	12	6
合計	26	331	309	5	0	314	43

Ⅱ 人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験(競争試験)の実施状況(平成29年度)

(単位:人)

試験区分	職種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業	一般行政A・B	410	313	58	44
程度	警察行政	68	53	7	6
	福祉行政	59	48	14	13
	総合土木	49	39	26	25
	林業	17	16	5	5
	農業	46	39	8	8
	水産	6	6	1	1
	建築	9	7	2	2
	機械	6	3	1	1
	環境	25	16	5	5
	電気	14	11	3	3
	保健師	10	8	2	1
	薬剤師(行政)	12	11	4	3
	総合土木(追加募集)	19	12	3	3
	建築(追加募集)	9	8	1	1
	小 計	759	590	140	121
大学卒業	一般行政	61	49	3	1
┃程度:U ┃・I ター ┃ン型民間	福祉行政	5	5	1	1
企業等職	総合土木	7	7	2	0
務経験者	林業	2	2	1	1
	農業	5	4	1	0
	水産	4	4	1	1
	環境	6	6	1	1
	保健師	5	4	1	1
	小 計	95	81	11	6

I	1	1		1	I
高校卒業 程度	一般事務	66	59	4	3
性	警察事務	41	37	4	3
	総合土木	21	20	6	3
	電気	1	1	1	1
	小 計	129	117	15	10
警察官A	男性警察官	487	384	91	60
	男性警察官(武道)	3	3	1	1
	女性警察官	108	86	17	15
	女性警察官 (武道)	0	_	_	_
	小 計	598	473	109	76
警察官B	男性警察官	287	246	72	67
	女性警察官	80	63	10	10
	小 計	367	309	82	77
市町村立	学校事務職員A	243	223	44	22
小中特別 支援学校 事務職員	学校事務職員B	74	49	2	2
	小 計	317	272	46	24
	合 計	2, 265	1,842	403	314

(2) 職員採用試験(選考考査)の実施状況(平成29年度)

(単位:人)

試験区分	職種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業	助産師	1	1	1	1
程度相当	薬剤師(病院)	22	20	8	6
	福祉行政(身体障害者)	2	2	1	0
	林業(身体障害者)	1	0	_	_
	農業(身体障害者)	0		_	
	職業訓練指導員(機械系)	5	5	1	1
	警察官(サイバー特別捜査官)	13	12	2	2
	警察官 (財務捜査官)	6	4	0	
	小 計	50	44	13	10
短大卒業 程度相当	看護師	115	106	67	60
性及作目 	診療放射線技師	16	15	2	2
	臨床検査技師	39	37	3	2
	言語聴覚士	8	7	1	1
	歯科衛生士	16	14	1	1
	小 計	194	179	74	66
高校卒業 程度相当	一般事務(身体障害者)	28	25	2	2
住及作日 	警察事務 (身体障害者)	2	2	0	
	総合土木(身体障害者)	0	_	_	
	学校事務(身体障害者)	2	0	_	
	航空整備士	4	4	1	1
	自動車整備士	5	5	1	1
	小 計	41	36	4	4
その他	警察官 (再採用)	4	4	1	1
	小 計	4	4	1	1
	合 計	289	263	92	81

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与等に関する報告

本県職員の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行い、平成29年10月12日に県議会及び知事に対してその結果を報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

① 職員の給与

平成29年4月1日現在で実施した「平成29年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

ア 職員構成

職員数は、一般職員6,360人、警察官4,061人、県立学校職員4,617人、市町村立学校職員9,024人、計24,062人となっており、昨年と比べ4,077人減少している。また、平均年齢は43.5歳、平均経験年数は21.2年、男女別構成は男63.7%、女36.3%、学歴別構成は大学卒79.2%、短大卒7.4%、高校卒13.4%、中学卒0.0%となっている。

なお、職員数が大きく減少しているのは、新潟市の義務教育諸学校の教職員に係る給与負担が、市町村立学校教職員給与負担法の改正により、平成29年4月に県から新潟市に移譲されたことが主な要因である。

イ 平均給与月額

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の7種13給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年4月における平均給与月額は、給料362,843円、扶養手当8,960円、地域手当4,398円、その他の手当18,289円、計394,490円となっており、新潟市の義務教育諸学校教職員の給与負担が県から新潟市に移譲された影響等から、昨年と比べ0.3%の下降を示している。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員(平均年齢43.8歳、平均経験年数21.8年)の平均給与月額は、給料341,531円、扶養手当9,717円、地域手当4,480円、その他の手当19,094円、計374,822円となっており、昨年と比べ0.8%の上昇を示している。

② 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,185事業所のうちから、265事業所を層化無作為抽出法によって抽出の上、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76種類の職務に従事する者8,646人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

別表第1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で26.2% (昨年26.1%)、高校卒で11.8% (同15.7%)となっている。そのうち、初任給について、据え置いた事業所の割合は大学卒で57.5% (同63.7%)、高校卒で55.2% (同57.3%)、増額した事業所の割合は、大学卒で40.7% (同36.3%)、高校卒で42.0% (同42.7%)となっており、昨年同様、据え置いた又は増額した事業所が大半を占めている。

イ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.5% (昨年33.5%) となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所は、昨年に引き続きなかった。また、別表第3に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行わ

れる昇給を実施した事業所の割合は87.5% (昨年91.5%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は19.8% (同 19.0%)、減額となっている事業所の割合は6.5% (同 4.3%) となっている。

③ 本県職員と民間従業員との給与比較

ア 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較したところ、別表第4に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を486円 (0.13%)下回っている。

なお、職員と民間の比較に当たって使用した給与種目は別表第5のとおりである。

イ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、別表第6に示すとおりであって、平均給与月額の4.39月分に相当しており、職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間の平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.09月分下回っている。

④ 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年同月に比べ、新潟市では0.5%、全国では0.4%の上昇となっている。

また、本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ196,350円、221,640円及び246,970円となっている。

⑤ かすび

本県職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

ア 職員の給与の改定

(ア) 給料表

民間給与と比較を行っている行政職給料表については、公民較差の状況 等を踏まえ、引上げ改定を行うこととする。

改定内容は、初任給を含む若年層に重点を置いた引上げを行った人事院 勧告を踏まえ、民間との間に差が生じている初任給を1,000円引き上げるこ ととし、若年層についても同程度の改定を行う。その他については、それ ぞれ400円引き上げることを基本とする。再任用職員の給料月額についても、 この取扱いに準じて改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡 させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に 引上げ改定を行うこととする。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の人材確保や処遇改善を 図るため、人事院勧告に準じて改定し、本年4月に遡及して実施すること とする。

(ウ) 期末手当·勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間に おける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引 き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、国の取扱いや民間の特 別給の支給状況等を参考に、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成30年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

イ 給与制度の総合的見直し等

(ア) 給与制度の総合的見直し

本委員会は、平成26年10月の勧告時において、国の給与制度との均衡、本県の実情及び民間給与との均衡といった観点から、国に準じて給与制度の総合的見直しを行うことが適当と判断したところであり、平成27年4月から段階的に実施し、平成30年4月1日に完成させることとしている。

なお、平成30年4月1日からの地域手当の支給割合については、県内の地域を1.5%とするなど、人事委員会規則に定めるとおりとする。

(4) 扶養手当

人事院は昨年、配偶者に係る手当額については、他の扶養親族に係る手 当額と同額まで減額することとし、子に係る手当額については引上げを行 うよう勧告した。

本委員会は、昨年の報告の中で、人事院勧告を踏まえ、扶養手当の在り 方について検討していく旨を言及したところであるが、国及び他の都道府 県の動向や、配偶者に家族手当を支給する民間事業所の割合及び配偶者を 扶養親族とする本県職員の割合が国同様に減少傾向であること等を考慮し た結果、本県においても国に準じて扶養手当の見直しを行うこととする。

なお、上記の見直しについては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点等から段階的に実施することとし、各年度における具体的な手当額は別表第7のとおりとする。

(ウ) 教員給与

教員給与については、国における見直しの内容や他の都道府県の動向等 を考慮し、見直しを検討する必要がある。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備

(ア) 職員の勤務時間等

国においては、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、時間外勤務の上限規制を始めとする労働制度の抜本改革が行われようとしている。公務においても長時間労働の是正は、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、有為な人材の確保等の観点から、重要な課題である。

職員の時間外勤務については、平成27年度には、東日本大震災前の水準にまで減少したものの、平成28年度は、鳥インフルエンザ対応等によりや や増加した。

任命権者においては、これまでも事前命令の徹底、勤務実績の把握、時間外勤務をしない職員が退庁しやすい雰囲気づくり、適正な時間外勤務命令など様々な縮減対策に取り組んでおり、今年度は、職員一人ひとりが働き方を見直す機会とする「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」を新たに設ける等の取組も行っている。今後も取組を継続・展開することにより、引き続き時間外勤務の縮減に一層努めていく必要がある。

また、教職員の長時間勤務については、本年8月に中央教育審議会の特別部会が、学校における働き方改革に係る緊急提言を行うなど大きな課題となっている。本県では、任命権者において、勤務実態の把握や運動部活動の在り方の検討など、教職員の多忙化解消に向けた取組を実施しているところであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

(イ) 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むためには、育児や介護の事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境の整備が重要である。任命権者においては、これまでも、職員が、仕事と育児や介護等を両立しやすい制度の整備や普及啓発などに努めてきたところであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

(ウ) 職員の健康管理等

依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は休職をしていることから、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題となっている。任命権者においては、従来から、精神科医師によるメンタルヘルス相談、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援など様々な措置を実施しているほか、昨年から心の不調者の発生防止のためのストレスチェック制度を実施しているところである。今後も状況の改善に向け、一層の取組に努めていく必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、 出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止については、任命権者に おいて指針や要綱を定め、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施 等様々な対策に取り組んでいるところであるが、今後とも引き続き、これ らのハラスメントの発生防止に向けて、対策を継続的に実施していく必要 がある。

エ 公務運営の改善

(ア) 能力・実績に基づく人事管理

能力及び実績に基づく人事管理を徹底する観点から、地方公務員法において、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされているところである。

本県においても、同法の趣旨を踏まえて、任命権者において人事評価を 実施しているところであるが、引き続き、公平性、透明性、納得性の高い 人事評価が行われるよう取り組む必要がある。

(イ) 有為な人材の確保・育成

行政課題に迅速かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供していくためには有為な人材の確保や育成が重要である。

職員採用をめぐる環境は、景気動向を反映した民間企業等の雇用情勢をはじめ、少子化に伴う受験年齢人口の減少などの影響により厳しさを増し、人材の確保が難しくなっている職種もあることから、引き続き、任命権者とも連携の上、人材確保の方策や採用制度について研究・検討を行い、取組を進めていく必要がある。

職員が能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが重要であることから、今後も、人事評価制度も活用しながら、人材育成及び能力開発のための取組を積極的に進めていく必要がある。

また、本県においては、採用者に占める女性の割合は増加傾向にあるとともに、女性職員の登用が積極的に進められてきたところであるが、男女共同参画の推進の観点や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き、女性職員の育成や登用を進めていく必要がある。

(ウ) 公務員倫理の確保

これまでも厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持の必要性については、繰り返し言及してきたところであるが、依然として、一部の職員が飲酒運転その他の公務員としての倫理観を問われるような不祥事を発生させ、県民の信頼を著しく損なう事態が生じている。

任命権者においては、一定の対策がとられているところであるが、再発

防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図るなど、不祥事の根絶に向けて対策を進めていくことが求められる。

職員においても、勤務時間の内外を問わず、一人ひとりが高い倫理観と、 全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよ う行動する必要がある。

オ 高齢期における職員の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、本県においては、再任用を希望する定年退職者を原則として再任用することにより対応しているところである。

本年度末の定年退職者から年金支給開始年齢が63歳に引き上げられ、退職から年金支給開始まで最長3年間となることにより、更に再任用希望者の増加が見込まれることから、再任用職員の能力及び経験を活用できる職務及び配置について、引き続き検討していく必要がある。

なお、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」とされ、定年の引上げに向けた具体的な検討が進められていることから、本県においても、引き続き、国における制度改正等の検討の動向を注視していく必要がある。

また、再任用職員の給与の在り方について、人事院は、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、人事院における検討状況や他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を進めていくこととする。

カ 臨時・非常勤職員制度

本年5月、一般職の会計年度任用職員制度の創設、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保等を内容とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が公布され、平成32年4月1日から施行されることになった。

本県においても、改正法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用方法や勤務条件等について、検討を進める必要がある。

キ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な 処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給 与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考 慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。

本年の勧告は、公民較差を解消するための給料表の引上げ、期末手当・勤勉手当の引上げ及び扶養手当の見直し等を行う内容となったが、民間準拠を基本とした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、 勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1

民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目		採用あり	採用あり 初任給の改定状況			採用なし
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
	規模計	26. 2 (26. 1)	40. 7 (36. 3)	57. 5 (63. 7)	1. 8 (0. 0)	73. 8 (73. 9)
大学	500人以上	28. 3	59. 4	40. 6	0. 0	71. 7
卒	100人以上 500人未満	30. 1	34. 1	65. 9	0.0	69. 9
	50人以上 100人未満	18. 2	27. 1	63. 0	9. 9	81.8
	規模計	11. 8 (15. 7)	42. 0 (42. 7)	55. 2 (57. 3)	2. 8 (0. 0)	88. 2 (84. 3)
高校	500人以上	14. 3	69. 5	30. 5	0. 0	85. 7
卒	100人以上 500人未満	14. 0	33. 7	66. 3	0. 0	86. 0
	50人以上 100人未満	5. 7	0.0	77. 2	22. 8	94. 3

- (注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。
 - 2 ()は昨年の数値である。

別表第2

民間における給与改定の状況

(単位:%)

	項目	ベースアップ	ベースアップ		ベースアップ
役職員	没階	実施	中止	ベースダウン	の慣行なし
-	н	32. 5	15. 9	0.0	51.6
係	員	(33. 5)	(15. 3)	(0.0)	(51. 2)
	- /-	28. 8	15. 0	0.0	56. 2
課	長 級	(30. 6)	(13. 2)	(0.0)	(56. 2)

- (注) 1 ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所 を除いて集計した。
 - 2 ()は昨年の数値である。

別表第3

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%

項目	3	定期昇給	定期昇	. 給 実 施			定期	定期昇給
		制度あり	化 别 升	増額	減 額	変化なし	足粉 昇給 停止	制度なし
役職段隊	皆							
175	_	88. 5	87. 5	19.8	6. 5	61. 2	1.0	11. 5
係	員	(93. 7)	(91.5)	(19.0)	(4.3)	(68. 2)	(2. 2)	(6.3)
	сп .	80. 3	79. 3	18. 4	6. 0	54. 9	1.0	19. 7
課 長 ;	級	(85. 2)	(83. 0)	(17. 0)	(4.5)	(61.5)	(2. 2)	(14. 8)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇 給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 - 2 ()は昨年の数値である。

別表第4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
375, 308 円	374, 822 円	486 円 (0.13 %)

(注)公民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与				
きまって支給する給与から 時間外手当及び通勤手当を 除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当 (基礎額)、特地勤務手当等、寒冷地手当				

別表第6

民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員
 	下半期 (A 1)	344, 814 円
十均所定內和子月報	上半期 (A2)	340, 943 円
 	下半期 (B ₁)	739, 164 円
付別和分文和領	上半期 (B2)	767, 691 円
特別給の支給割合	下半期 (<u>B 1</u>)	2.14 月分
行が品の文品割ら	上半期 (<u>B2</u>)	2.25 月分
年 間 (7) 平 均	4.39 月分

- (注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

別表第7

各年度における扶養手当の手当額

(単位:円)

					(単位・口/
扶養親江	———— 年 度 族	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
	行政職給料表7級以下	13, 000	10,000	6, 500	6, 500
配偶者	行政職給料表8級	13, 000	10,000	6, 500	3, 500
	行政職給料表 9 級以上	13, 000	10,000	6, 500	(支給しない)
	子	6, 500	8, 000	10, 000	10,000
	行政職給料表7級以下	6, 500	6, 500	6, 500	6, 500
父母等	行政職給料表8級	6, 500	6, 500	6, 500	3, 500
	行政職給料表 9 級以上	6, 500	6, 500	6, 500	(支給しない)

- (注) 1 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに 相当する職務の級を含む。
 - 2 職員に配偶者がない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成29年度は11,000円 平成30年度は子10,000円・父母等9,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子又は父母等 の額とする。

注 「平成29年職種別民間給与実態調査」の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

新潟県人事委員会、人事院及び新潟市人事委員会等

3 調査の範囲

調査対象事業所 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,185事業所

4 調査対象の抽出

標本事業所の抽出 上記3に記載した事業所を、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から265事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

(2) 職員の給与等に関する勧告

① 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例 の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。(別記第1省略)

イ 諸手当

- (ア) 初任給調整手当
 - a 医療職給料表 (一) の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給 月額の限度を414,300円とすること。
 - b 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支 給月額の限度を50,700円とすること。
- (イ) 勤勉手当
 - a 平成29年12月期の支給割合
 - (a) (b)以外の職員 勤勉手当の支給割合を0.95月分(再任用職員にあっては、0.45月分) とすること。
 - (b) 特定幹部職員 勤勉手当の支給割合を1.15月分(再任用職員にあっては、0.55月分) とすること。
 - b 平成30年6月期以降の支給割合
 - (a) (b)以外の職員
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分 (再任用職員にあっては、それぞれ0.425月分)とすること。
 - (b) 特定幹部職員
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分 (再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分)とすること。

(ウ) 扶養手当

- a 配偶者に係る手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(bにおいて「特定職員」という。)にあっては、3,500円)とし、子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第16条第4項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第17条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とすること。
- b 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の 月額を1人につき3,500円とすること。
- c 職員に配偶者がない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円 とする取扱いを廃止すること。
- d 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととすること。
- ② 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。(別記第2省略)

イ 期末手当

- (ア) 平成29年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
- (イ) 平成30年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とす スニレ
- ③ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。(別記第3省略)

- イ 特定任期付職員の期末手当
 - (ア) 平成29年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
 - (イ) 平成30年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とす ること。
- ④ 改定の実施時期等

ア 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、①のイの(1)の a、②のイの(7)及び③のイの(7)については平成29年12月1日から、①のイの(1)のb、①のイの(1)0、②のイの(1)0 、②のイの(1)0 、②のイの(1)

イ 扶養手当の月額等の特例措置

- (ア) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、①のイの(ウ)のa中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(bにおいて「特定職員」という。)にあっては、3,500円)とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、①のイの(ウ)のb中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、①のイの(ウ)のc中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、①のイの(ウ)のd中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、①のイの(ウ)のa中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(bにおいて「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、①のイの(ウ)のb中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、①のイの(ウ)のd中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

◎ 受理件数、判定件数等

H 2 9 年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切り件数	H30年度 繰越件数
0	0	0	0	0

◎ 主な受理案件の概	:要
------------	----

·		

4 不利益処分に関する審査請求の状況

◎ 受理件数、判定件数等

H 2 9 年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	H30年度 繰越件数
0	3	1	0	2

◎ 主な受理案件の概要

懲戒免	職処分り	こ関す	る審	 查請求

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式の借上げ

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成30年11月30日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成30年9月7日(金)から平成30年9月14日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分ま

で

- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- (3) 間合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年10月4日(木) 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書(平成30年9月7日以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 平成30年9月25日 (火) 午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
 - ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ 書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通 知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成30年9月28日 (金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

- 6 入札手続等
 - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵 便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
- (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

- (3) 入札書の記載
 - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
 - イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入 札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) その他
 - ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国 通貨とする。
 - イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
 - ウ その他詳細は、入札説明書による。
 - エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する福祉系番号利用事務端末等 一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称

福祉系番号利用事務端末等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限
 - 平成30年11月30日(金)
- (4) 納入場所

入札説明書による。

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成30年9月7日(金)から平成30年9月14日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年10月4日(木) 午後2時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一 部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書(平成30年9月14日以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 平成30年9月25日 (火) 午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
 - ウ 提出方法 本人 (法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ 書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通 知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成30年9月28日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

- 6 入札手続等
 - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵

便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

- (3) 入札書の記載
 - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
 - イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる福祉系番号利用事務端末等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる福祉系番号利用事務端末等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- 10 その他
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - (2) その他
 - ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国 通貨とする。
 - イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
 - ウ その他詳細は、入札説明書による。
 - エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

砂利採取業務主任者試験の実施について(公告)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のと

おり実施する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

平成30年11月9日(金曜日) 午前10時から正午まで 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁西回廊講堂

- 2 受験手続
 - (1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

平成30年9月21日午前8時30分から平成30年10月19日午後5時15分まで (郵送の場合は平成30年10月19日付け消印のあるものを有効とする。)

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

大気モニタ 13式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成30年7月31日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所新潟支店

新潟県新潟市中央区笹口1丁目2番

5 落札価格

41,688,000円

- 6 契約決定方式
 - 一般競争入札
- 7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成30年6月19日

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

気象観測装置 7式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成30年8月1日

4 落札者の氏名及び住所

金井度量衡株式会社

新潟県新潟市中央区近江1丁目1番3号

5 落札価格

66,420,000円

- 6 契約決定方式
 - 一般競争入札
- 7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成30年6月19日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水治療器械等一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月7日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

水治療器械等 一式

- (2) 調達案件の仕様等
 - 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者である こと。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年9月18日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月26日(水)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、脳波検査関連機器一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月7日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 脳波検査関連機器 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者である
 - (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年9月18日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月21日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき は、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、関節鏡テレビシステムについて、次のとおり 一般競争入札を行う。

平成30年9月7日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 関節鏡テレビシステム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成30年11月30日 (金)

(4)納入場所 新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
 - 平成30年9月18日 (火) 午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月19日(水)午前10時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと きは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、生体情報モニタリングシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年9月7日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 生体情報モニタリングシステム 1式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成31年3月15日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又は これらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年10月10日(水)午後5時00分

4 入開札の日時及び場所

平成30年10月17日(水)午前10時30分 新潟県立中央病院講堂1

- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be

purchased:

biological information monitoring systems [1]set

(2) bid submission:

10:30A.M. October 17, 2018

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

 $\mp 943 - 0192$

TAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2323

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年9月7日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣 新潟県監査委員 石 塚 健 新潟県監査委員 長 部 登 新潟県監査委員 高 橋 猛

普通会計 (県民生活・環境部)

(/NPQID /NOUBER						
監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等		
血且对豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	<u>血</u> 且炒加木守		
佐渡トキ保護センター	平成30年4月19日		平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。		
			平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上		

(農林水産部)

以文作/八/主印/	監査年月日	監査	対象年度及び期間	数本の幼用類	
監査対象所属	監査平月日	対象年度 対象期間		監査の結果等	
上越家畜保健衛生所	平成30年5月14日		平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。	
			平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで	同 上	
森林研究所	平成30年4月26日		平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	同上	
			平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上	

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等	
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寺	
健康福祉部		平成29年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで 平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項)	

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等	
血且內象別商	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寸	
地域整備部	平成30年6月22日		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 100万円を超える重油の購入について、予定価格書及び契約書を作成していないものがあった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項	

(長岡地域振興局)

(天间地)	(長岡地域振興局)					
卧本 绌	象所属	監査年月日		対象年度及び期間	監査の結果等	
血且刈		<u> </u>	対象年度	対象期間	<u> </u>	
地域整備部理事務所	与板維持管	平成30年6月11日	平成28年度	平成29年3月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。	
			平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで		
					て、事務所から本庁への情報伝達及び確認が不十分であったことと、事務所が主体的に報道資料を作成していなかったという不適切な対応により、報道発表内容を3週間後に訂正するという事態を招いた。 今後は、このようなことがないよう、平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知に基づき、迅速かつ適切な情報収集と情報伝達を徹底されたい。	
					(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項	
地域整備部 管理事務所	小千谷維持	平成30年5月16日	平成28年度	平成29年3月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。	
			平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項 県管理施設の維持管理に関する事項	

(上越地域振興局)

(工趣地與派樂用)				
監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
血且	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且少和木子
企画振興部	平成30年6月25日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
健康福祉環境部	平成30年 6 月25日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、 過年度調定分431件5,301,330円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
妙高砂防事務所	平成30年5月15日	平成28年度	平成29年3月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで	同上

(糸魚川地域振興局)

(//////////////////////////////////////	(水黑川地域)展映向/					
監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等		
血且对象所属	<u> </u>	対象年度	対象期間	血 且の加木寺		
地域整備部	平成30年6月29日		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 港湾施設使用期間更新許可に関する事項		

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川禹	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寺
健康福祉環境部	平成30年 4 月26日		平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	産休等代替職員費補助金について、補助金の交付申請後、すみやかに支出負担行為決議書により交付決定し、申請者に通知する必要があるところ、これを行わず、補助事業者からの実績報告提出後に、支出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。また、補助金の額の確定が出納整理期間中に行われているにもかかわらず、完了確認書が作成されておらず、かつ、補助金の額の確定前に支出命令をしていた。財務規則、補助金等交付規則、昭和59年8月17日付出第82号出納局管理課長通知及び産休等代替職員制度実施要綱等に基づいた事務手続を行われたい。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	110111111111111111111111111111111111111

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
血且內豕川周	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の柏木寺
羽茂高等学校	平成30年4月19日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
佐渡中等教育学校	平成30年4月18日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血且对象所属	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寺
新潟警察署	平成30年3月14日		平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
			平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項

新潟西警察署	平成30年5月21日	平成28年度	平成29年2月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 業務管理に関する事項
佐渡西警察署	平成30年4月26日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

企業会計 (福祉保健部)

監査対象所属	· 所属 監査年月日		対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	監重の船本等
本 庁 基幹病院事業会計	平成30年6月19日		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血且凡豕川禹	血且十万口	対象年度	対象期間	血且の相木寺
 本 庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所 		平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 適正と認めた。

(企業局)

(企業局)		監査	対象年度及び期間	IT to the second to the transfer	
監査対象所属	監査年月日	対象年度	対象期間	監査の結果等	
1 本 庁 共通管理勘定	平成30年6月20日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。	
電気事業会計	平成30年6月20日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	同上	
工業用水道事業会計	平成30年6月20日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項	
工業用地造成事業会計	平成30年6月20日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。	
2 事業所					
発電管理センター	平成30年6月14日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 発電所の監視制御・監視カメラ用の通信回線に ついて、新規回線の接続などに伴う旧回線の休止 手続きを失念していたため、不必要な回線の使用 料を支出していたものが5件あった。 適正な事務処理を行われたい。	
新潟工業用水道事務所	平成30年6月12日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項	
上越利水事務所	平成30年5月24日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 100万円を超える除雪委託について、予定価格 書及び契約書を作成していないものがあった。 財務規程に基づいた事務手続を行われたい。	

(病院局)

監査対象所属	監査年月日		対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	50.13.14月日	対象年度	対象期間	血且の和木寺
1 本 庁	平成30年6月19日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,964件 42,565,029円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
2 施 設 妙高病院	平成30年6月1日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、65件 1,118,331円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
				(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
中央病院	平成30年6月5日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
				2 100万円を超える委託業務に係る随意契約について、予定価格設定のための参考見積書を、参加資格・指名審査会で業者選定する前に徴しているものがあった。前回監査において、同様の不備があり、注意をしたにもかかわらず、今回も適正な事務手続がされていなかった。新潟県病院局参加資格・指名審査会設置要線に基づく適正な事務手続を行われたい。
				3 自動血圧計、検診台及び電動治療椅子について、不用決定をせずに廃棄していた。 財務規程に基づく適正な事務処理を行われたい。
松代病院	平成30年5月31日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
柿崎病院	平成30年5月24日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
十日町病院	平成30年6月4日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、607件 14,961,489円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
				(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
精神医療センター	平成30年5月31日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
加茂病院	平成30年6月1日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
津川病院	平成30年5月29日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
吉田病院	平成30年5月25日	平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(指摘事項) 個人情報が記録された私物のUSBメモリについて、一時的に紛失していたものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
				(注意事項) 歳入の収納に関する事項

報

がんセンター新潟病院	平成30年 5 月29日	平成29年度		(指摘事項) 1 病院に勤務する事務職員が、平成27年度から 平成29年度にかけて病院の物品を多数窃取して いたことが分かった。 こうした事件が起きたこと、また未然に防止 できなかったことは、県民の信頼を大きく損な う極めて憂慮すべき事態である。 再発防止のため、物品の適正な管理体制を構 築し、県民の信頼回復に取り組まれたい。
				2 病院に勤務する事務職員が、自身及び上司が 病院内で使用している公用パソコン内から個人 情報を含む電子データをUSBメモリに保存 し、無断で病院から持ち出していた。 機密性の高い情報を多数取り扱う病院とし て、適正な情報管理を徹底し、再発防止に万全 を期されたい。
				3 平成26年度から平成28年度までの間に、時間 外勤務手当、特殊勤務手当等の支給に係る事務 処理の不適正により支給額の過不足を生じさ せ、173人に対して総額3,937,393円の追給を、 152人に対して総額1,040,856円の返納をさせる 事態を生じさせた。 再発防止のため管理監督者の業務管理を徹底 させるとともに、内部けん制が機能するよう適 正な事務処理を行われたい。
				4 過年度未収金について、決算日現在、1,453 件30,128,575円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
				(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
新発田病院	平成30年6月5日	平成29年度	平成29年4月 平成30年3月	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、2,942件 78,908,995円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
				(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項
リウマチセンター	平成30年6月5日	平成29年度	平成29年4月 平成30年3月	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、52件 1,188,147円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
				(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
坂町病院	平成30年5月25日	平成29年度	平成29年4月 平成30年3月	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 給与に関する事項 物品の管理に関する事項

正誤

平成30年5月29日付け新潟県告示第631号 (保安林の指定解除予定) 中

ページ	行	誤	正	
8	16	(以上2筆について次の図の示す部分に限	(以上2筆国有林。次の図の示す部分に限	
O	10	る。)	る。)	

平成30年4月6日付け県報第27号主要目次中

ページ	行	誤	正
2	8	漁場計画樹立に係る公聴会の開催日時、場所 及び高潮する事項の県報登載について	漁場計画樹立に係る公聴会の開催について